

消 食 表 第 805 号
6 消 安 第 3357 号
健生が発0906第 1 号
令和 6 年 9 月 6 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用
の終了について

このことについて、別紙に掲げる通知を発出し、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の運用を緩和する措置を講じてきたところですが、令和 6 年 9 月 30 日をもってこの通知を廃止することとしましたので、適切な対応をお願いします。

消 食 表 第 1 号
5 消 安 第 5731号
健 生 が 発 0103第1号
令 和 6 年 1 月 3 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

一方で、令和6年能登半島地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡（不特定又は多数の者に対する無償譲渡に限る。以下同じ。）又は販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、令和6年能登半島地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

（参考）「令和 6 年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（令和 6 年 1 月 3 日）に関する Q & A

（問 1）アレルギー及び消費期限以外の表示事項について取締りの対象としない場合でも、消費者の食品選択上、情報は消費者に提供される必要があるのではないか。

（答）

食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡又は販売する場合にも、アレルギー表示及び消費期限については、従来どおり個々の容器包装に表示する必要がある。その他の義務表示事項についても、食品を入れるダンボール等の梱包資材に、食品表示基準に規定される表示事項が記載された紙を貼り付け、梱包資材の中の食品の個数相当の数の表示事項が記載された紙をその梱包資材に入れたり、食品に近接した POP や掲示により、消費者に提供されることが望ましい。事業者から問合せがあった場合には、その旨御指導いただきたい。

また、賞味期限については、多くの業務用加工食品において、容器包装に表示されている状況もあり、可能な限り個別に表示するよう御指導いただきたい。

なお、消費期限及び賞味期限については、未開封の状態で適切に保管されていることを前提としていることに鑑み、食品を適切に保管することが困難な避難所等においては、開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費するよう御指導いただきたい。

（問 2）被災地とは具体的にどの地域としているのか。

（答）

令和 6 年能登半島地震で被災した新潟県、富山県、石川県及び福井県の 47 市町村については、令和 6 年 1 月 1 日までに災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けたところである。

本通知における被災地は、同法の適用を受けた 47 市町村としている。

なお、今後、47 市町村以外で新たに同法の適用があった場合は、その地域も含むこととなる。

（問 3）本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合にはどのような対応を行えばよいのか。

（答）

本通知においては、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合に、被災地において譲渡又は販売される食品について、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを規定したものであり、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した取締りを行うようお願いする。